

## 神奈川労働局からの回答

1. すべての若者への良質な雇用・就労機会の実現に向けて、若者雇用促進法や関連指針を踏まえた職場情報の提供、労働条件の的確な明示の徹底、正社員転換の促進、地域若者サポートステーションの拡充と機能強化を引き続き推進すること。

さらに若者の「使い捨て」が疑われる企業への取り組みとして、「労働条件相談ほっとライン」等の相談窓口で受け付けた相談や情報について、内容に応じて監督指導を確実に実施すること。

< 継続 >

### 【回答】

若者雇用促進法の実施にあたっては、新卒一括採用の慣行の中で、新卒採用時のトラブルは職業生活に長期的な影響を及ぼす恐れがあることから、労働関係法令違反があった事業所の新卒求人の不受理及び就労実態等に関する職場情報の提供については、労働局において県内の主要経済団体や地方自治体、職業紹介事業者に対し周知を図っているほか、各ハローワークにおいても、学卒求人受理説明会や窓口において制度説明と周知を行っています。特に新規学卒予定者の求人申込みに際しては、就労実態等に関する職場情報の提供に関し、全ての項目記載による積極的な情報提供を求めています。

また、若者雇用促進法の大指針に基づき、職業安定法第5条の3第2項の規定による労働条件明示や求人票への固定残業代記載の徹底について啓発指導、さらに、正社員転換や待遇改善など職場環境の整備を図るよう企業に対し周知を行っています。

地域若者サポートステーションについては、ハローワークが職業相談の過程で、サポートステーションとの連携支援が効果的と判断した求職者の積極的な送り込みによる就職に向けた支援を進めており、7月には常設サテライト（新横浜サテライト）を開設し拡充を図っています。

新規学卒予定者への就職支援に関しては、神奈川県、教育委員会、経済団体を構成員とする会合を開き、各機関における事業や取組みについて情報交換を行い連携の強化を図っています。

労働基準法第15条の労働条件の明示については、引き続き、監督指導等のあらゆる機会を通じて、事業場に対して周知徹底してまいります。

また、これまでも「労働条件相談ほっとライン」等の相談窓口で受け付けた相談や情報については、内容に応じて監督指導を実施してきたところですが、引き続き、適切に対応してまいります。

2. 神奈川県における障がい者のさらなる雇用促進と職場定着をはかる観点から、特に障がい者雇用が進んでいない企業に対する情報提供をはじめとする各種支援を県障害者雇用促進センターが中心となり推進すること。

また、今年4月より法定雇用率の算定基礎に加えられた、精神障がい者を雇用する企業に対してはセミナーや職場定着支援ツールの提供などにより、雇用を進める企業支援の充実をはかること。

<補強>

**【回答】**

平成29年10月より企業及び自治体に対し「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」を実施し、精神障がい、発達障がい等の障がい特性に関する基礎的な知識や情報を得る機会を提供しています。講座には「出前講座」もあり、各企業に出向いての講座も実施しています。

また、県障害者雇用促進センターとハローワークが連携して障害者法定雇用率未達成の中小企業に対し障害者雇用に係る支援を実施しています。

3. 自動車運転業務従事者について、依然として低賃金・長時間労働の実態があることから、関係機関・団体が連携し、引き続き「トラック輸送における取引環境・労働時間改善神奈川地方協議会」の取り組みを推進すること。

また、荷主を含む、取引に関わる全ての関係者に対して、労働基準関係法令等について、周知し、理解促進をはかること。

<補強>

**【回答】**

トラック運送業においては、総労働時間が長く、また、荷主都合による手待ち時間などの実態があり、トラック運送事業者のみの努力で長時間労働を改善することが困難な状況にあることから、トラック運送事業者、荷主、経済団体、労働団体、行政機関（厚生労働省・国土交通省）などの関係者が一体となって、トラック運送業における取引環境の改善及び長時間労働の抑制を実現するための具体的な環境整備等を図ることを目的として、「トラック輸送における取引環境・労働時間改善神奈川県地方協議会」が設置されたところです。

この協議会においては、国土交通省等と連携して、先に示された行程表に従い、平成28、29年度に実施するパイロット事業に基づき、ガイドラインを策定し、平成30年度までに荷主等に対して普及・定着させることとされており、これらの取組を

実施していくことなどにより、トラック運転者の長時間労働の抑制等の労働条件改善に取り組んでまいります。

なお、本年3月16日に、関係行政機関（関東運輸局、神奈川労働局を含む8労働局（東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城、栃木、群馬、山梨）、関東経済産業局、公正取引委員会）と連携して、運送委託企業に対して適正取引の推進及び長時間労働の是正に向けた協力要請を行ったほか、本年7月18日には、トラック輸送における取引環境・労働時間改善神奈川県地方協議会事務局（神奈川労働局、神奈川運輸支局、神奈川県トラック協会）名で荷主関係団体に対して同様の協力要請を行ったところです。

また、長時間労働が行われるなど自動車運転者の労働時間等の労働条件の確保に問題があると認められる事業場に対しては、引き続き的確な監督指導を実施するなどにより、労働基準関係法令等の遵守の徹底を図ってまいります。

4. 外国人技能実習制度における、長時間労働や賃金不払い、最賃を下回る低賃金等の労働関係法令違反、旅券取り上げ等の人権侵害事案などの課題が指摘されている。さらに技能実習生の出身国が多様化していることを踏まえ、技能実習生が母国語で相談できる環境の整備、外国人技能実習機構と相互に連携した労働関係法令違反への監督指導体制の強化、技能実習生に対する労働関係法令の周知をはかること。

<新規>

#### 【回答】

現在、神奈川労働局の「外国人労働者相談コーナー」には、英語（月4日程度）、スペイン語（月8日程度）及びポルトガル語（月8日程度）に対応できる外国人労働者労働条件相談員を配置しているほか、厚生労働省では各労働局に配置した外国人労働者労働条件相談員に電話相談できる「外国人労働者向け相談ダイヤル」を開設し、6か国語（英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語）に対応しているところです。

なお、外国人技能実習機構においても、8か国語（英語、中国語、ベトナム語、フィリピン語、インドネシア語、タイ語、カンボジア語、ミャンマー語）の母国語相談を実施しているほか、公益財団法人国際研修協力機構（JITCO）も自主事業（従前の厚生労働省委託事業から変更）として5か国語（英語、中国語、ベトナム語、フィリピン語、インドネシア語）の母国語相談を実施しています。

また、労働基準監督機関において実習実施者に監督指導を実施した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められた事案は外国人技能実習機構に通報することとしている一方で、外国人技能実習機構において実習実施者を調査した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案は労働基準監

督機関に通報されることとなっており、外国人技能実習機構と連携した対応を行っています。このほか、必要に応じて、地方入国管理局及び外国人技能実習機構と連携して合同監督・調査を行うこととしています。

なお、公益財団法人国際研修協力機構（JITCO）が母国語相談で受け付けた相談のうち相談者の了解を得たものについては、相談者の実習先を管轄する労働基準監督機関あてに情報提供されることとなっており、内容に応じて監督指導を実施することとしています。

さらに、監理団体等は入国後から実習が始まるまでの間に実施する講習（入国後講習）において、技能実習生に対して労働関係法令に関する必要な知識の付与を行うこととされていますが、神奈川労働局としても技能実習生に対する労働関係法令の周知に努めてまいります。

5. ストレスチェックがすべての事業場で実施されるよう、対象事業者における実施状況の把握をすすめ、必要な支援策を実施すること。

また派遣労働者に対してもストレスチェックが確実に実施されるよう派遣元・派遣先に周知・指導を徹底すること。

<継続>

#### 【回答】

ストレスチェック制度について、実施義務対象事業場である労働者数50人以上の事業場に対し、引き続き制度の周知・実施に向けた指導を積極的に行うことにより実施の徹底を図ってまいります。

また、すべての事業場で実施されるよう、本省作成のポータルサイト「こころの耳」や神奈川産業保健総合支援センターによる無料サービスの活用についての紹介、局ホームページに制度の内容や実施機関について公開するなどあらゆる機会をとらえて周知・啓発に努めています。派遣労働者に対してもストレスチェックが確実に実施されるよう派遣元・派遣先への周知・指導にも努めてまいります。

6. 最低賃金制度の実効性を高め、改定内容の履行確保をはかるため、監督にあたる要員の増強等監督体制の抜本的強化をすすめること。

また、地域別最低賃金改定に伴い、影響が大きい中小企業への支援策の拡充については国に働きかけるとともに、各支援策の取り組み成果の見える化をされること。

<継続>

【回答】

監督にあたる要員につきまして、そのような要請があったことを厚生労働本省に伝えるとともに、必要な職員の確保に向け、今後とも時機を捉えて本省に働きかけてまいります。

支援策として、生産性向上のための設備投資をし、事業場内最低賃金を引き上げた  
中小企業・小規模事業者に対し、費用の一部を助成する「業務改善助成金」を支給しています。

本助成金の利用促進のため、県内商工会議所及び商工会等使用者団体に対し、周知・広報依頼を行うほか、「神奈川働き方改革推進支援センター」において、生産性を上げ、賃金を引き上げるための技術的なアドバイスや個別企業訪問によるコンサルティングの実施とともに本助成金を案内をしています。

以上の支援策について、中小企業・小規模事業者の参考となるよう神奈川県内にお  
ける支給決定事例を神奈川労働局ホームページに掲載し、支援策の取組成果を見え  
る  
化しています。

以 上